

医療安全に関する基本方針

1. 医療安全に関する基本的な考え方

職員一人ひとりが、患者さん本位の安全文化の意識を高めると同時に、組織的な安全管理の推進と、医療の質の向上を目指します。

2. 医療安全に係る体制確保のための委員会・組織に関する基本的事項

医療安全委員会、医療安全小委員会、医療事故調査委員会、事例検討委員会、事例監視委員会等、医療安全に係る体制確保のための委員会を設置し、院内セーフティマネージャーと共に医療安全推進活動に取り組んでいきます。

3. 医療に係る安全管理のための職員の教育・研修に関する基本方針

全職員対象研修会や職業別・目的別研修会を開催し、職員一人ひとりの医療安全に対する意識と対応能力の向上をはかっていきます

4. 医療事故などの報告及び改善策の立案に関する基本方針

医療の質の改善・事故の未然防止対策の策定のため、事例の報告体制を整備し、報告文化を高めていきます。医療事故の防止のため、システムの整備をはかり、発生した事象は、報告の透明性に努めます。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

常に誠実を基本とし、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くすことを最優先とします。患者および家族に対して事実の速やかな説明等、医療の透明性を確保した対応と共に、個人情報保護と倫理性の確保に努めます。

6. 「医療事故調査制度」に関する基本方針

「医療事故」が発生した場合は、法令・省令・通知に基づき適切に対応するとともに、医療事故の再発防止と安全確保に努めていきます。

7. 医療従事者と患者さんとの間の情報共有に関する基本方針

患者さんも医療チームの一員であると認識し、患者さんと医療従事者間の情報共有のため、当院ホームページに医療安全の取り組み及び医療安全管理指針を公表します。

8. 医療安全相談への対応に関する基本方針

医療安全相談窓口を設置し、医療安全相談に適切に対応できる体制を確保していきます。

9. その他の医療安全推進のための必要な基本方針

安全管理体制の指針・マニュアルの周知徹底を図っていきます。また地域の医療機関と連携し、情報収集と共に医療安全対策について検討を重ね、より質の高い安全確保を目指していきます。